

令和9年度 東松山市特定保育施設等利用者負担金徴収基準額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額（月額）円 ※（）内は保育短時間認定の場合		
階層	定 義		0, 1, 2歳児 クラス	3歳児 クラス	4, 5歳児 クラス
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0 (0)	円	
B	A階層の世帯を除いた市民税非課税世帯		0 (0)		
C	A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、均等割のみの課税世帯		6, 800 (6, 700)		
D 1	A階層の世帯を除いた市民税の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯		1円以上 12, 000円未満	7, 800 (7, 700)	0 (0)
D 2			12, 000円以上 27, 000円未満	8, 700 (8, 600)	
D 3			27, 000円以上 48, 600円未満	10, 500 (10, 400)	
D 4			48, 600円以上 57, 000円未満	13, 500 (13, 300)	
D 5			57, 000円以上 73, 000円未満	16, 500 (16, 300)	
D 6			73, 000円以上 82, 000円未満	19, 500 (19, 200)	
D 7			82, 000円以上 97, 000円未満	22, 500 (22, 200)	
D 8			97, 000円以上 110, 000円未満	26, 700 (26, 300)	
D 9			110, 000円以上 125, 000円未満	31, 100 (30, 600)	
D10			125, 000円以上 140, 000円未満	35, 600 (35, 000)	
D11			140, 000円以上 169, 000円未満	40, 000 (39, 400)	
D12			169, 000円以上 200, 000円未満	43, 900 (43, 200)	
D13			200, 000円以上 250, 000円未満	48, 100 (47, 300)	
D14			250, 000円以上 301, 000円未満	50, 600 (49, 800)	
D15			301, 000円以上 340, 000円未満	52, 400 (51, 600)	
D16			340, 000円以上 397, 000円未満	53, 600 (52, 700)	
D17			397, 000円以上 420, 000円未満	55, 200 (54, 300)	
D18			420, 000円以上 450, 000円未満	57, 600 (56, 700)	
D19			450, 000円以上	59, 500 (58, 500)	

※当該年度の4月1日における年齢です。年度途中で誕生日を迎えても利用者負担額に変動はありません。

備考

- 1 この表における「均等割の額」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法第314条の9、同法附則第5条第3項、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項、同法附則第5条の5第2項、同法附則第7条の2及び同法附則第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 同一世帯に認可保育施設等^{※1}の施設を利用している子どもが2人以上いる場合の利用者負担額は、
 - (1) 当該子どものうち、年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 当該子どものうち、年齢の高い順から3人目以降のときは無料とする。(ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 3 前記2に関わらず、保護者の市民税の所得割の合計額が57,700円未満(C、D1~D4、D5の一部)の場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から2人目のときは半額
 - (2) 年齢の高い順から3人目のときは無料とする。(ただし、同年齢の子どもが2人以上の場合は、いずれか1人とする。)
- 4 前記3に関わらず、保護者の市民税の所得割の合計額が77,101円未満(C、D1~D5、D6の一部)で、かつ、ひとり親世帯等^{※2}に該当する場合の利用者負担額は、世帯の子どもの年齢を問わず、
 - (1) 年齢の高い順から1人目のときは半額
※ただし、3歳未満児のD6階層は9,000円とする。
 - (2) 年齢の高い順から2人目以降のときは無料とする。
※ただし、同年齢の児童が2人以上の場合は、いずれか1人とする。

※1 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(小規模保育等)、認可幼稚園、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚、児童心理治療施設通所部、児童発達支援の利用、医療型児童発達支援の利用を指します。

※2 ひとり親の世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、特別児童扶養手当を受給している世帯、障害基礎年金を受給している世帯を指します。

◎徴収基準額表の見方

- ・ 4~8月の期間は前年度の市町村民税額を、9月以降は今年度の市町村民税額を参照します。
- ・ 市町村民税の所得割が課税されている場合はD階層になります。この場合は父母の市町村民税の所得割額の合計金額によってD1~D19のいずれかの金額になります。市町村民税の所得割額については、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別控除・申告特例控除等の適用はありません。
- ・ 市町村民税の所得割が非課税で、均等割のみ課税されている場合は、C階層となります。
- ・ 市町村民税が非課税の場合は、B階層となります。

◎東松山市第2子以降特定教育・保育施設等利用者負担金無料化制度

前記備考の1から4に当てはまらない場合、東松山市では、「保育園・認定こども園・(新制度に入る)幼稚園・地域型保育を利用している児童について、兄弟姉妹(年齢を問わない)がいる世帯のうち、当該児童が世帯の2人目以降で、かつ、3歳未満児の場合、利用者負担額を無料とする(市区町村民税額は問わない)」制度を実施しております。

※上記までの軽減制度について、実際に対象となるかどうかについては、保育課までお問い合わせください。

※一部制度の適用には毎年度申請が必要となります。

※基準額表及び備考は変更になることがあります。